

くすやま美紀(樟山みき)活動報告



2020. 3. 19 NO. 271

連絡先 荻窪5-15-19-704 電話・FAX 5932-6170

区議会控室 3312-2111(内)2319

高すぎる 国保料

来年度も値上げ 自・公・立民等の賛成多数で可決

値上げは中止し、引き下げを

来年度の国民健康保険料の改定議案が提案され、
予算特別委員会で質問に立ちました。
**均等割額18年連続値上げ
国・都負担は19億も減らす**

保険料のうち、世帯の人数に応じて課せられる均等割額は600円値上げで、6万8400円(介護分含む)となります。18年連続の引き上げで、年収400万円の40代夫婦と子ども2人の世帯の保険料は51万円余。10年前の2・07倍、年収の12%を占めることになりました。(下表参照)

私は、杉並区の国保会計でみれば、都道府県化が実施された2018年度は、前年と比べ、保険料収入は増える一方、国と都からの歳入は減額となっていることを指摘。区は、国と都の負担が19億円減額となったことを認めました。

再来年度以降も値上げ

さらに、値上げは再来年度以降も続きます。理由は、都への納付金の減額措置と、区の独自繰入措置の縮小・廃止です。私は、これらの措置がなくなればその分保険料に跳ね返ることになると追及。区は「ご指摘の通り」と値上げを認めました。



予算特別委員会での質疑
3月10日

●均等割額(介護分含む)の推移

| 2002年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|---------|---------|---------|
| 35,100円 | 67,800円 | 68,400円 |

18年連続値上げ
18年間で33,300円、1.95倍の負担増

●年収400万円の40代夫婦と子ども2人の国保料

| 2010年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|----------|----------|----------|
| 246,313円 | 502,591円 | 510,816円 |

昨年度比で8,225円の値上げ
10年間で26万4503円、2.07倍の負担増
(区の資料より作成)

区長負担増認める 国の財政支援に言及

私は「加入者には連続値上げを押しつけながら、国と都が19億も負担を減らしたことは許せない。国保加入者は所得水準が低いのに、保険料負担は重いという構造的な問題があることは区長会も認めてきた。杉並区の財政力からすれば、約17億の繰入継続は可能。繰入を継続して値上げを抑え、子どもの均等割軽減に踏み出すべき」と迫りました。区長は「加入者の負担が年々高まってきていることは、非常に重要な問題だと思っている。将来を考えたとき、このままでは厳しい。やはり国にきちんとした財政的な支援をしてもらわないといけないのではないかと、23区の中のほとんどの区長は思っていると思う。そうした世論を醸成するということでは(くすやま委員と)隔たりはないと思う」と答弁しました。
(裏面へ続く)

短期保険証 留め置きやめ 直ちに本人へ

新型コロナウイルス感染症に関連して、質疑では、保険料未納のために窓口で留め置かれている短期保険証を、すみやかに本人へ送付するよう求めました。

区は、「緊急に短期証が必要な方については、個々に相談し適切に対応していく」と答弁しました。

値上げ賛成の会派・議員の責任は重大

国保料値上げ条例に対する各会派の賛否

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 良(15) | 公(7) | 共(6) | 立(5) | 平和(4) | 無(4) | 共(1) | 杉(1) | 正(1) | 杉(1) | 無(1) | 美(1) | 革(1) |
| ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × | × | ○ | × |

値上げ条例は、自民・公明・立憲民主党、与党の賛成多数で可決されました。制度の持続性を優先し、区民の負担を軽減する姿勢がないことは問題です。日本共産党杉並区議団は、国と都の財政負担を拡充させ、区の独自繰入継続で保険料の値上げストップ、子どもの均等割軽減の実現へ、今後全力を尽くす決意です。

新型コロナウイルス対策 納税が困難な方への猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請すれば、要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。納税が困難な方は、所轄の税務署にご相談ください。荻窪税務署 電話03-3392-1111 (下記のリーフレットは、国税庁ホームページから検索できます)

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください(申請による換価の猶予:国税徴収法第151条の2)。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限(注1)から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ⑤ 原則として、担保の提供があること。(担保が不要な場合があります)

(注1) 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限(令和2年4月16日)が納期限となります。

(注2) 既に滞納がある場合や滞納となつてから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(同法第151条)が受けられる場合もあります。

お気軽にお電話でご相談ください!
(納期限前から相談できます)

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると...

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税の一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。(裏面をご参照ください。)

個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください(納税の猶予:国税通則法第46条)。

○ 個別の事情

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休業に関して生じた損失や費用に相当する金額

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

(注) 申請に必要な書類等については、最寄りの税務署(徴収担当)にご相談ください。

ケースによりご留意
いただく資料が異なります。
まずはお電話でご相談を!

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると...

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。